

国際交流旅費規程

1. 国際交流のために国際交流旅費を支給することができる。
2. 国際交流旅費は、機関交流旅費と一般招聘旅費からなる。
- 2-1. 機関交流旅費は、国際交流協定・幹事会決定に基づき海外の学会との機関交流事業を目的とした旅費である。当学会から海外の学会に代表者を派遣する旅費（派遣旅費）、海外の学会の代表者を当学会に招聘する旅費（招聘旅費）とする。
- 2-2. 一般招聘旅費は、部会または会員が海外の研究者を招聘する旅費とし、大会分科会での支出を優先する。
3. 機関交流旅費と一般招聘旅費は別に予算計上する。
4. 国際交流旅費は国際交流委員会が取りまとめ、幹事会にはかり決定する。

附 則 2014年5月31日全面改正